

令和元年12月  
農林水産省

## 令和2年度税制改正主要事項

### 1. 新規・拡充事項

- (1) 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定新規就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）
- (2) 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却等の対象業種に農業資材の卸売・小売事業を追加（所得税・法人税、登録免許税）

### 2. 延長事項

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度の1年延長（所得税・法人税）
- (2) 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）
- (3) 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の2年延長（固定資産税・都市計画税）

令和 2 年 度  
税 制 改 正 事 項

令和 元 年 1 2 月  
農 林 水 産 省

## 第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体として位置付けられた農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間、価格の3分の2とする特例措置を令和4年3月31日まで講ずる。(固定資産税)
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却(機械・装置40%、建物等45%)について、関係法令の改正を前提に、対象業種に農業資材の卸売事業及び小売事業を加える。(所得税・法人税)
- 3 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置(会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等)について、関係法令の改正を前提に、対象業種に農業資材の卸売事業及び小売事業を加える。(登録免許税)
- 4 農業経営基盤強化準備金制度(交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入)について、その適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)
- 5 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)
- 6 農林漁業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)
- 7 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置(貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等)の適用期限を2年延長する。(固定資産税・都市計画税)
- 8 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置(2%→1%)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)

- 9 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。(所得税・法人税、個人住民税)

## 第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 卸売市場法の改正に伴い、以下の措置を講ずる。(消費税)
- ① 適格請求書の交付義務が免除される卸売市場の範囲を、中央卸売市場、地方卸売市場及び農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場とする。
  - ② その他所要の措置を講ずる。
- 2 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置(合併による不動産の所有権の移転0.4%→0.2%等)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)  
【経産省等2省共管】
- 3 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置(不動産価格の1/6控除)の適用期限を2年延長する。(不動産取得税)  
【経産省等2省共管】
- 4 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する税率の軽減措置(会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)  
【経産省等3省共管】

## 第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 バイオ燃料製造業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置(3年間、課税標準の1/2控除)について、ガス製造設備以外の製造設備に係る課税標準を価格の3分の2とした上、その適用期限を2年延長する。(固定資産税)
- 2 再生可能エネルギー発電設備等に係る特別償却制度について、特別償却率を現行の20%から14%に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)  
【経産省等3省共管】

- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）について、出力が5,000kW以上の水力発電設備に係る課税標準の特例割合を現行の2/3から3/4へ縮減した上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）

※特例割合（バイオマス発電設備（1万kW以上）の場合）：2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）について、脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。〔畜産事業場・食品製造工場等の汚水・廃液処理施設〕（固定資産税）

※特例割合：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等3省共管】

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴い、樹木採取権を減価償却資産（無形固定資産）とし、耐用年数を樹木採取権の設定の通知で示された存続期間の年数とする等の所要の措置を講ずる。（複数税目）
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置（0.4%→0.15%）について、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の事業計画の認定を受けた木材製品利用事業者等が行う木材安定供給確保事業に必要な資金の借入れに係る債務保証を適用対象に加える。（登録免許税）
- 3 森林組合法の改正を前提に、改正後の森林組合等について、現行制度と同様の措置を講ずる。（複数税目）
- 4 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 5 農林漁業用軽油に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）（再掲）

- 6 再生可能エネルギー発電設備等に係る特別償却制度について、特別償却率を現行の20%から14%に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)(再掲)

【経産省等3省共管】

## 第5 水産施策の推進

- 1 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)
- 2 農林漁業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)

## 第6 その他

- 1 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。(法人税、法人住民税)

【厚労省等6省庁共管】

- 2 確定拠出年金法等の改正を前提に次の措置を講ずる。(所得税・法人税)
  - ① 確定拠出年金制度等について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
    - イ 確定拠出年金制度及び農業者年金制度の加入可能要件について、企業型確定拠出年金制度は厚生年金被保険者であれば、個人型確定拠出年金制度及び農業者年金制度は国民年金被保険者であれば、それぞれ加入可能とする。
    - ロ 確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び農業者年金制度の受給開始時期等の選択可能な範囲を拡大する。
  - ② その他所要の措置を講ずる。

【厚労省共管】

[税制改正見直し事項（廃止等）]

- 1 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る農業競争力強化支援法に基づく設備廃棄等欠損金の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する。（法人税）
  
- 2 農業協同組合等が取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除、恒久的措置）について、次のとおり見直しを行う。
  - ① 中小企業高度化資金等の貸付けを受けて取得した機械及び装置を特例の対象から除外する。
  - ② 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した機械及び装置に係る特例措置について、適用期限を3年とする。